

中学社会 歴史的分野

第5章 奈良時代 2. 平城京と律令国家(2)

基本の解説と問題



【担当講師】 秀浦 りき

第5章 奈良時代 2. 平城京と律令国家(2) 解説 その1

【農民の負担1】

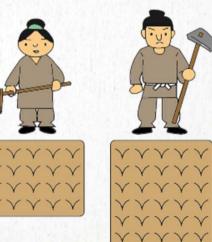
はんでんしゅうじゅ 班田収授法・・・ 6歳以上の男女にロ分田を割り当て、 死ねば返させる。

〈ポイント〉

くぶんでん

ロ分田… 6年ごとに戸籍を直し、 そのときに満6歳以上 に達している男女に 貸し与えられた。

★ロ分田を与えられた者は、税とし て収穫したイネを納めなければならなかった。



2. 平城京と律令国家(2)

解 説 その2

【農民の負担2】

〈ポイント1〉農民が課せられた税の制度

1租 …収穫高の3%の稲を 納める。

②**庸** …労役の代わりに 布を納める。

ちょう

③調 …地方の特産物や 織物を納める





さらに

つづきは

http://e-clus.com/ 有料講座でご覧下さい

ラリー学習動画のイークルース CLUS



学習動画イークルース



